

千代田区立中等教育学校に関する検討委員会 設置要綱

(目的)

第1 東京都立九段高等学校の千代田区への移譲に関して定められた「都立九段高校移譲のための条件」について、関係者間の共通認識を得て、その具体化を図るため、「千代田区立中等教育学校に関する検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 「都立九段高校移譲のための条件」の具体化に関すること。
- (2) その他検討を要すること

(構成)

第3 委員会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

(委員長等)

第4 委員会に委員長を置き、東京都教育庁都立高校改革推進担当部長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、会議を主宰する。

3 委員会に副委員長を置き、東京都教育庁都立高校改革推進担当課長の職にある者をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(設置期間)

第5 委員会の設置期間は、委員会が設置された日から平成15年3月31日までとする。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、東京都教育庁学務部高等学校教育課が担当する。

(意見聴取)

第7 委員会は、必要に応じて学識経験者等の意見を聴取することができる。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年12月18日から施行する。